

二宮町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、二宮町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 5人以内
- (5) 学識経験を有する者 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月22日条例第18号）

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。